

告 示

埼玉県告示第三百四十五号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第三十条の六第一項（埼玉県環境影響評価条例施行規則（平成七年埼玉県規則第九十八号）第三十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による知事の意見の内容について、同条例第三十条の六第三項の規定により公告する。

平成三十一年四月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事後調査書の名称

東松山都市計画事業葛袋土地区画整理事業事後調査書

二 事業者（東松山市）に対する意見の内容

次の事項を勘案して、引き続き環境の保全に努めること。

(1) 騒音・振動

事業関係車両にエコドライブ等を徹底するよう立地企業に要請し、騒音・振動の低減に努めること。

(2) 動物、植物及び生態系

今後も適切な管理を継続し、当該事業地の地域特性を活かした周辺環境の保全に努めること。